

本年初めての政府税制調査会が1月27日に開催された。内閣府のホームページを見ると、「納税実務等を巡る近年の環境変化への対応に向けた海外調査について」という記述がある(<http://www.cao.go.jp/zei-cho/gijiroku/zeicho/2016/28zen9kai.html>)。

その中身を見ると、「経済活動のICT化や多様化を踏まえ、税務手続の利便性向上及び適正公平な課税の実現に向けた検討のため、諸外国における取組みを参考とする必要があることから、各国の納税実務に係る諸制度やその実際の運用について、委員数名を海外に派遣して調査を行うこととし、以って今後の議論に役立てることとする。」とされており、4月下旬～5月上旬頃にかけて、米国、カナダ、英国、フランス、エストニア、スウェーデン、韓国などに委員の海外派遣を実施するとなっている。

主な調査内容に、税務手続の電子化など、納税者の利便性向上に係る諸制度とその運用状況、情報収集のあり方など、適正公平な課税の実現に係る諸制度とその運用状況等が挙げられている。

筆者の直感では、わが国で始まったマイナンバーの導入、マイナポータル開始などを踏まえて、納税者利便の立場からの活用法を検討開始するではないか。最初に思いつくのは、記入済み申告制度だ。

これは、税務当局が、雇用主や金融機関等から提出された情報(例えば源泉徴収票などの法定資料の記載内容である所得金額や源泉徴収額など)をあらかじめ申告書に記入して納税者に送付し、納税者はその内容を確認、必要に応じ修正することで申告が終了する制度で、申告納税制度のもとでの納税者サービスの一環として、北欧諸国などで導入されている。税務当局も、電子申告により、正確な納税情報が得られるというメリットがある。申告書の收受後に申

告内容を審査する従来の申告方式に比べて、申告間違いや記入漏れ、申告漏れといった納税者の単純なミスをあらかじめ防止できるため、申告書收受後の事務が効率化されるのである。

導入の最も進んでいるスウェーデンなどの北欧諸国では、税務当局から送付されてきた申告書に、給与、利子所得、配当所得などと並んで、支払税額(国税・地方税)、税額控除額などが記入されており、納税者の税の過不足額(追加納税額や還付額)まで計算・記入されている。

わが国でこの制度を実現していくには、税務当局の相当な準備が必要となるが、今回その第一歩に向けて検討が始まることは大変喜ばしいことだ。

筆者は、わが国での本格的な導入が行われるまでの間、マイナンバー、マイナポータルとe-Taxを組み合わせて、民間が開発するアプリでつなぎ、納税者にとって利便性の高いシステムが可能となる具体的活用法について提言してきた(<http://www.japantax.jp/teigen/index.htm>)。

税制之理

120回 記入済み申告制度に向けた検討が始まる

森信茂樹

第

120

回

中央大学法科大学院教授 東京財団上席研究員

マイナポータルの「情報提供等開示システム」や「電子私書箱機能」を活用することにより、保険者からの医療支払情報の入手、生・損保の保険料控除や住宅ローン控除に必要な証明書の電子的受取りが可能となるので、これをe-Taxと連動させて、簡素な記入済み申告が可能となる。さらには、クレジットカードなど民間の決済サービスと連動する「電子決済機能」を使って納税まで可能になる。

まずは17年夏から始まるマイナポータルの機能を活用して、このような制度の実現を目指すことが必要だ。現にこの方向で、政府部内でも検討が進んでいる。

最後に、記入済み申告制度が導入されれば、納税者が、選択的に自主申告をする制度への道を開くことになることも付け加えておきたい。